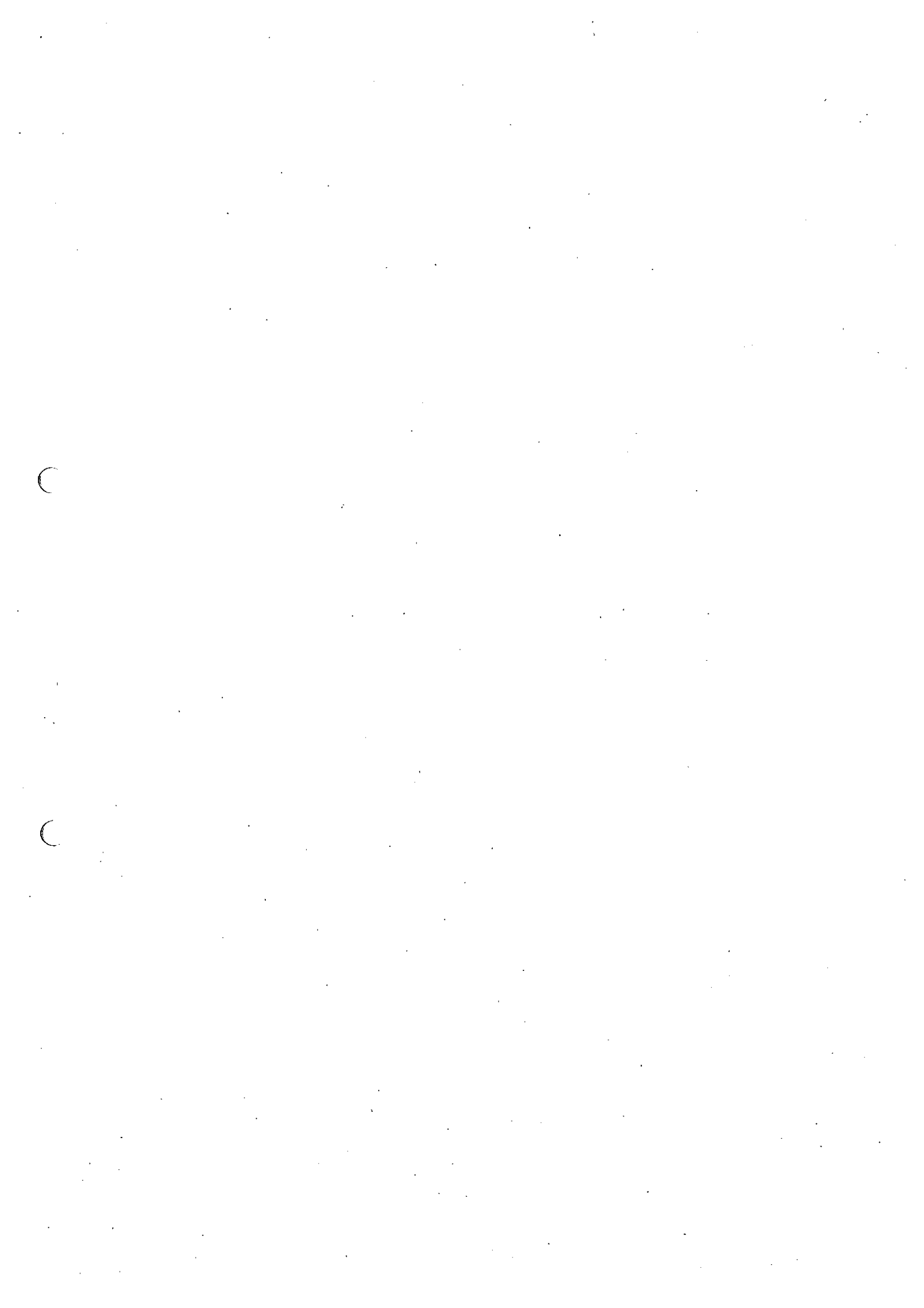


平成30年度  
事業計画書

社会福祉法人

高山市社会福祉協議会



## I 実施方針

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があります。国が推進する一億総活躍プランに盛り込まれた「地域共生社会」の実現は、「全社協福祉ビジョン」と方向性は同じで社協が“めざす福祉の姿”と言えます。

本会では、こうした国の動きも踏まえ、地域の住民が互いに支え合い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民や民生児童委員、地域見守り推進員、ボランティア、福祉施設、特定非営利活動法人等と協働し、地域の実情に応じた事業や活動を積極的に展開し地域福祉の向上に努めます。

また、従来の地域福祉事業、高山市、岐阜県社会福祉協議会等からの受託事業、指定管理事業など幅広い業務を推進し、更なる地域福祉の拡充のため策定した「第4次高山市地域福祉活動計画」に沿ってさまざまな事業を推進していきます。

平成30年度は、新たに夜間保育所の運営を受託して保育事業分野にも取り組み、子どもの健やかな愛情ある保育を進め地域に益々貢献していきます。

このように幅広い年齢層、それぞれの生活環境、様々な問題を抱えている住民に対して、地域の方々と共に手を携え協働しながらサービス体制の効果的な取組みを鋭意推進していきます。

## 【重点事業】

### 1. 第4次地域福祉活動計画の実施

平成30年度「第4次地域福祉活動計画」の計画年度がスタートします。(平成30年度～平成35年度)第3次地域福祉活動計画を継承しながら新たに進むべき社協の姿に照らし合わせ事業を実施します。

### 2. 夜間保育所の開設(新規事業)

夜間安心して子どもを預けられる環境を整備することにより、働く住民世帯に対して保育サービスの拡充を図ります。子どもの健やかな育ちのため、愛情ある質の高い保育を目指し快適に過ごせ、安心して子どもを預けられる環境を整備します。

### 3. 生活支援体制整備事業

高山市全域を圏域とした生活支援体制整備事業の受託2年目を迎えます。地域の社会資源から生まれる交流を通じて、それぞれの団体のリーダーなどが問題発見に対する力がつき、支えあいの力を養う過程を側面支援していきます。

そのため今まで以上に協働事業の展開を図りシボランティア、NPO、民間企業、社会福祉施設等の多様な事業主体がそれぞれ支えあう力が増幅するように地域での支え合い体制を創出していきます。

#### 4. 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援事業は、年々支援件数が増え、昨年度から相談支援員（地域在宅医療連携コーディネーターを兼務）が1名増員されました。これにより多くの相談者の支援ができました。今年度は更に関係機関と連携し、多様に混在する生活課題を抱える生活困窮者の早期発見を図り、自立した生活が営めるよう支援していきます。

生活に困りごとや不安を抱えている方に対する自己肯定感を高めるために、地域の拠点を設け居場所づくりも実施して行います。

#### 5. 総合相談支援事業

高山市から受託した福祉サービス総合相談支援センターは多くの市民に利用していただいております。引き続きこれからも相談に来ていただく方々に寄り添いながら支援していきます。

#### 6. 子育て支援事業

高山市から受託した児童センター、児童館の充実と共に放課後児童クラブとの連携及び支援、子どもの居場所づくりを各種団体と連携し、地域ぐるみで子育て支援を積極的に取り組みます。

#### 7. 指定管理制度の指定継続に向けた取り組みの強化

老人福祉センター、身体障がい者福祉センター、母子・父子福祉センター、昭和児童センター、城山児童センター、山王児童センター、総合福祉センター、荘川福祉センター、国府福祉センター、ふれあい会館、昭和児童公園契約更新にともなう再指定に向けた経営・管理施設を活かした社協独自事業を実施していきます。

#### 8. 組織運営、経営基盤体制の整備

社会福祉制度改革が進められている中、これまで以上に透明性・公益性を確保し多くの住民の方々に参加協力してもらえよう分かりやすい情報発信を進めます。

## 【事業実施計画】

### 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (1) 命のバトンを使った地域見守り推進員活動
- (2) 配食サービス
- (3) サロン活動支援
- (4) 子育て支援
  - ① サロン活動支援
  - ② 多世代異年齢交流
  - ③ 親世代への助言
- (5) 生活支援体制整備事業

### 2. 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助

- (1) ボランティア講座
- (2) 福祉体験講座

### 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成

- (1) 福祉のまち
- (2) コミュニティ FM (ヒッツ FM)
- (3) ホームページ

### 4. 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

- (1) 住民参加型講演会
- (2) 福祉協力校との連携
- (3) 福祉関係団体等連絡協議会の運営
- (4) 各種出前講座

### 5. 共同募金事業への協力

- (1) 赤い羽根、歳末たすけあい募金に対する事業推進
- (2) 岐阜県共同募金会高山市支会との連携

### 6. ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動とのマッチング調整
- (2) 福祉協力校に対する周知及び調整
- (3) ボランティアセンターを通じたの普及活動

7. 障がい児通所支援事業及び通園施設の運営

- (1) 児童発達支援事業
- (2) 保育所等訪問事業
- (3) 放課後等デイサービス事業
- (4) 高山市あゆみ学園
- (5) 第二あゆみ学園
- (6) 第三あゆみ学園

8. 児童センター及び児童館の経営

- (1) 指定管理施設である児童センター、児童館の管理運営
- (2) 子育て支援事業
- (3) 地域交流事業

9. 介護予防運動指導事業

- (1) ひざ腰元気教室
- (2) 自主活動グループの運営支援（フォローアップ）
- (3) 自主活動グループリーダー支援
- (4) 認知症予防教室

10. 外出支援事業

- (1) 支所地域での公共交通機関利用困難者への病院、公共施設送迎

11. 福祉サービス利用援助事業

- (1) 自立生活に向けた相談、助言
- (2) 通帳管理
- (3) 日常生活支援

12. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 低所得者に対する相談支援
- (2) 県社会福祉協議会に資金貸付手続き

13. 心配ごと相談事業

- (1) 専門的相談員との連携による個別支援

14. リフトバス運行

- (1) 障がい児(者)等の日常生活向上のための余暇・地域参加・研修活動に対するリフ

## トバス「あおぞら号」の運行

### 1 5. その他この法人の目的達成のために必要な事業

- (1) 高齢者日常生活支援事業
- (2) 障がい者生活支援事業
- (3) 指定管理制度指定継続に向けた組織強化
- (4) 法人運営の効果的・効率的な組織運営の確保に向けた取組
- (5) 各種規程の整備と徹底
- (6) 情報発信機能の充実強化と情報化の推進
- (7) 職員の人材育成の取組
- (8) 自己目標管理の実施
- (9) 地域人材育成事業
- (10) 福祉関係団体等活動支援事業
- (11) 地域住民自主活動等支援事業
- (12) 地域住民ふれあい交流事業
- (13) 地域住民生活支援事業
- (14) 会議の開催
  - ① 理事会・評議員会・監事会
  - ② 民生児童委員協議会
  - ③ 地域見守り推進員連絡会
- (15) 財政基盤強化業務

### 1 6. 公益事業の実施

- (1) 総合福祉センター事業の経営
- (2) ふれあい会館事業の経営
- (3) 荘川福祉センター事業の経営
- (4) 国府福祉センター事業の経営
- (5) 昭和児童公園事業の経営
- (6) 生活困窮者自立相談支援事業
- (7) 在宅医療サポートセンター事業
- (8) 地域包括支援センター事業
- (9) 介護保険法に基づく介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業
- (10) 福祉サービス総合相談支援センターの一般相談事業
- (11) 福祉サービス総合相談支援センターの障がい児(者)相談事業
- (12) 生活支援体制整備事業
- (13) 認可外保育施設の経営